

令和6年度 第1回京都府国民健康保険運営協議会 配付資料一覧

- 次 第
- 委員名簿
- 配席図

- 資料1 京都府国民健康保険特別会計（R5決算）
- 資料2 京都府国民健康保険特別会計（R6当初予算）
- 資料3 京都府国民健康保険事業の実施状況
- 資料4 保健事業の取組について
- 資料5 国民健康保険事業費納付金について

- 参考資料1 京都府国民健康保険運営方針の概要
- 参考資料2 保険料水準統一加速化プラン（第2版）（概要）
- 参考資料3 国民健康保険料（税）収納率速報値等
- 参考資料4 保険者努力支援交付金獲得状況
- 参考資料5 京都府国民健康保険運営協議会の関係法令

- 別 冊 京都府国民健康保険運営方針（令和6年3月）

令和 6 年度 第 1 回京都府国民健康保険運営協議会

次 第

日時：令和 6 年 11 月 8 日（金）

午後 1 時 30 分～午後 3 時 30 分

場所：京都府自治会館

4 階「自治会館ホール」

- 1 開会
- 2 挨拶
- 3 国民健康保険事業の実施状況等について
- 4 保健事業の取組について
- 5 その他
- 6 閉会

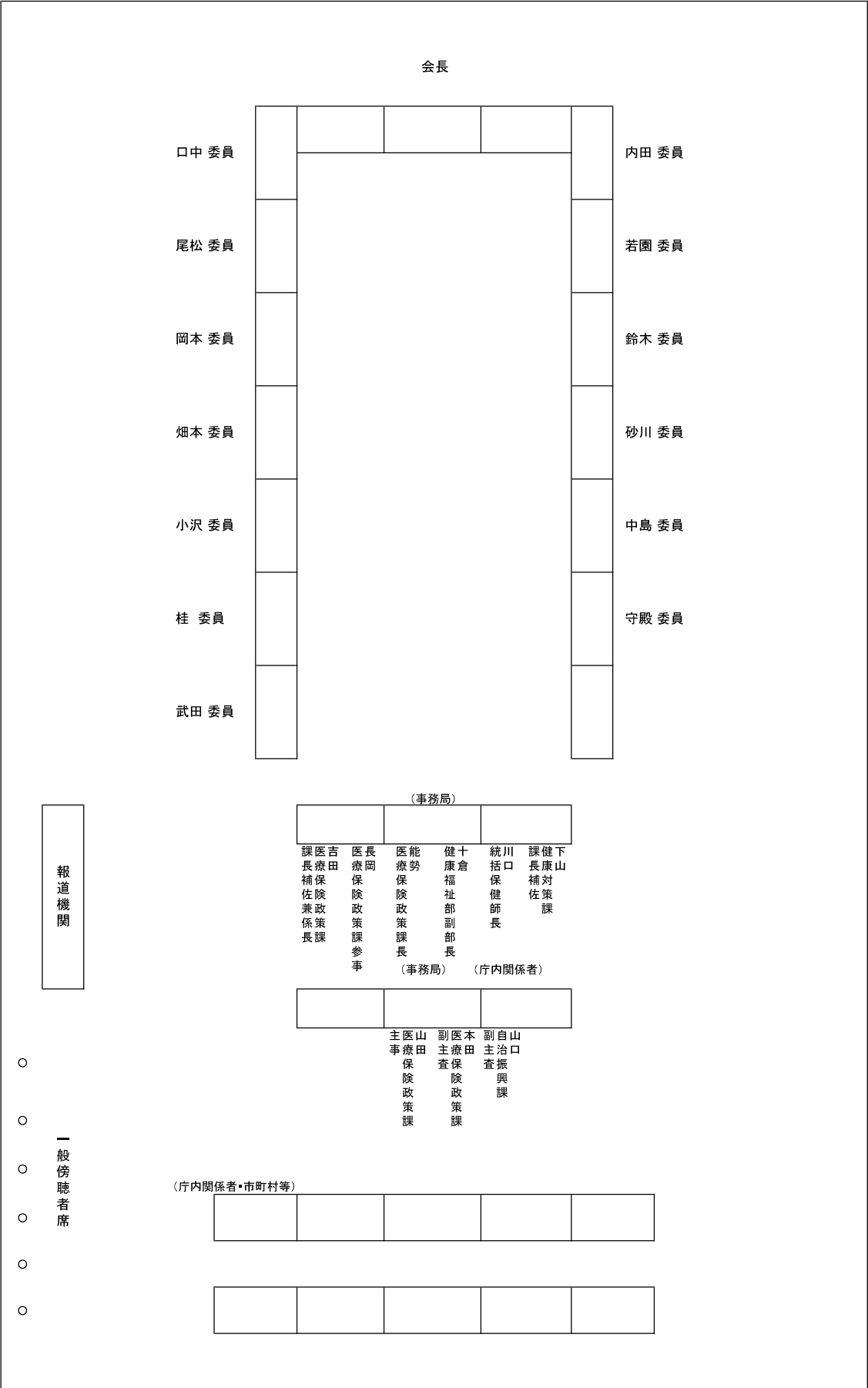
京都府国民健康保険運営協議会 委員名簿

区 分	氏 名	団体・役職名
被保険者代表 (4名)	くちなか けいこ 口中 京子	京都市国民健康保険被保険者
	おまつ か え こ 尾松 佳栄子	亀岡市国民健康保険被保険者
	おさき たづる 尾崎 田鶴	木津川市国民健康保険被保険者
	おかもと しげ よ 岡本 茂代	精華町国民健康保険被保険者
保険医又は保険薬剤師 代表 (4名)	うちだ かんじ 内田 寛治	一般社団法人京都府医師会理事
	わかぞの よしひろ 若園 吉裕	一般社団法人京都府病院協会会長
	すずき くに あき 鈴木 邦亮	一般社団法人京都府歯科医師会副会長
	すなかわ まさゆき 砂川 雅之	一般社団法人京都府薬剤師会副会長
公益代表 (4名)	はたもと ゆうすけ 畑本 裕介	同志社大学政策学部教授
	おざわ しゅうじ 小沢 修司	京都府立大学名誉教授
	かつら としき 桂 敏樹	明治国際医療大学大学院教授 / 大学院保健医療学研究科 研究科長
	たけだ とも き 武田 知記	社会福祉法人京都府社会福祉協議会事務局長
被用者保険等保険者 代表 (2名)	なかじま よしゆき 中島 善行	健康保険組合連合会京都連合会常務理事
	もりどの しゅんじ 守殿 俊二	全国健康保険協会京都支部支部長
計 14名		

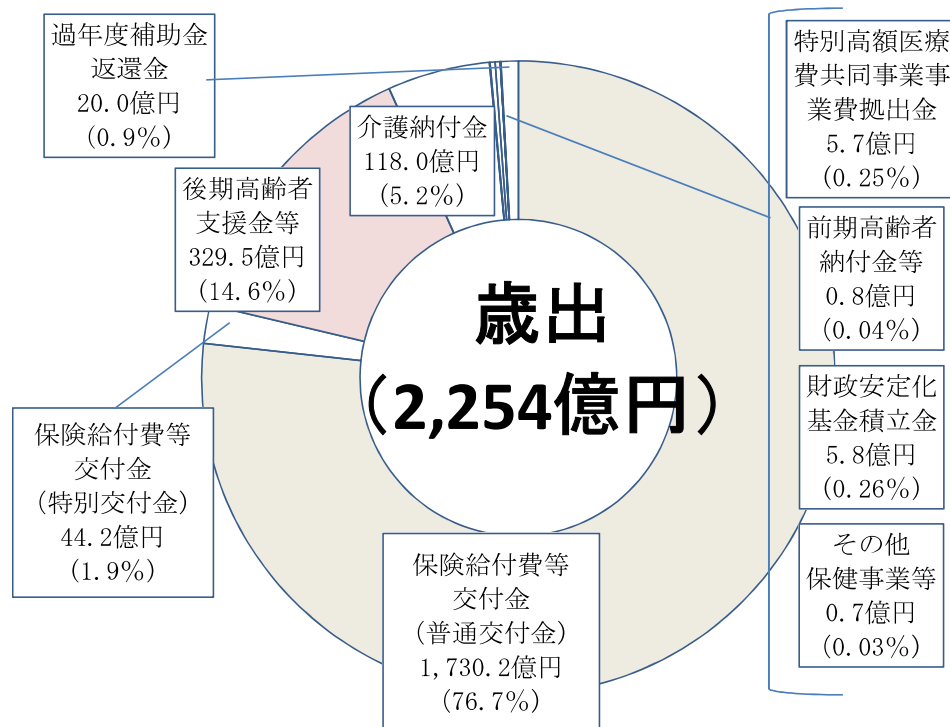
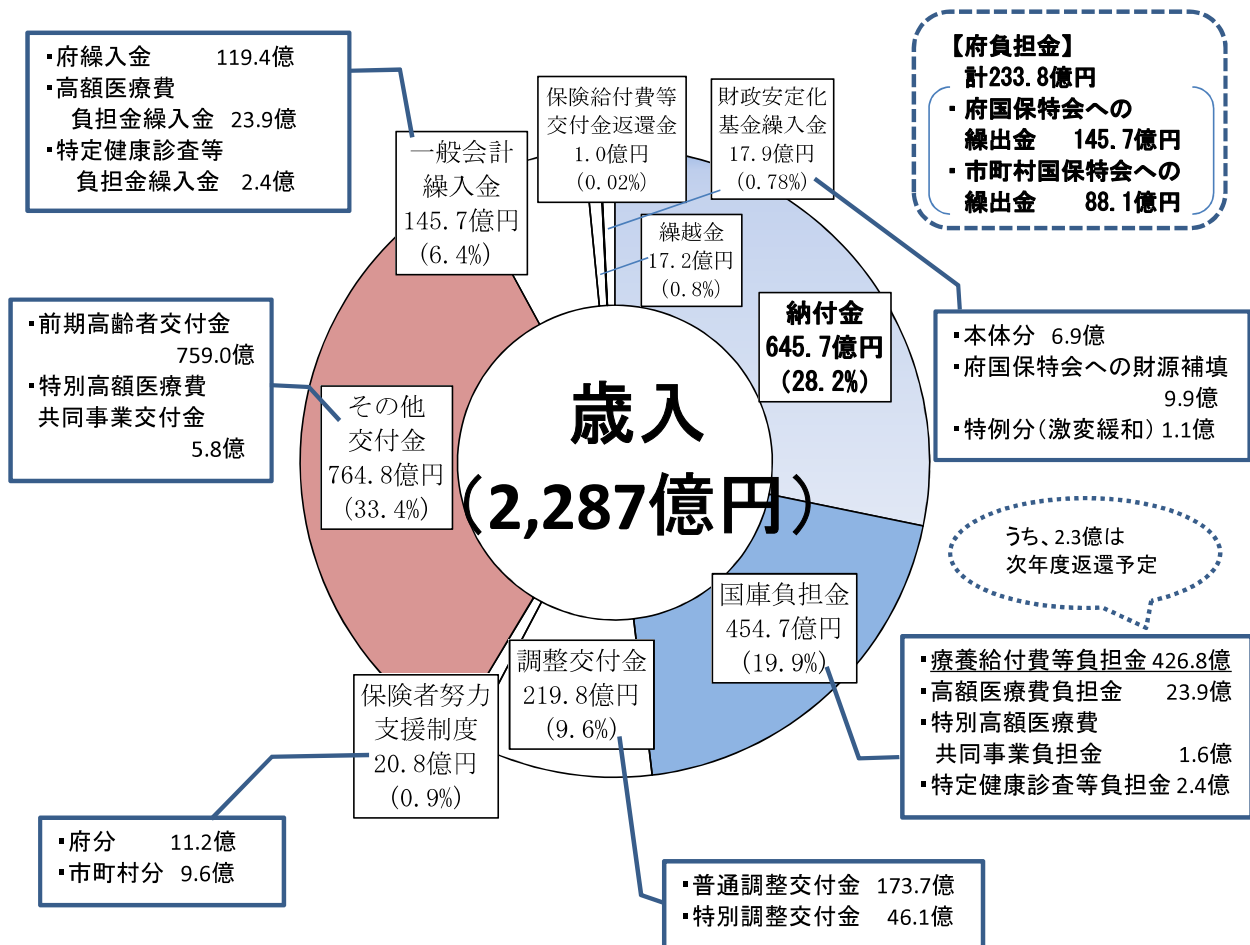
<事務局:京都府>

令和6年度 第1回京都府国民健康保険運営協議会 配席図

日時：令和6年11月8日（金）午後1時30分～午後3時30分
会場：京都府自治会館 4階「自治会館ホール」

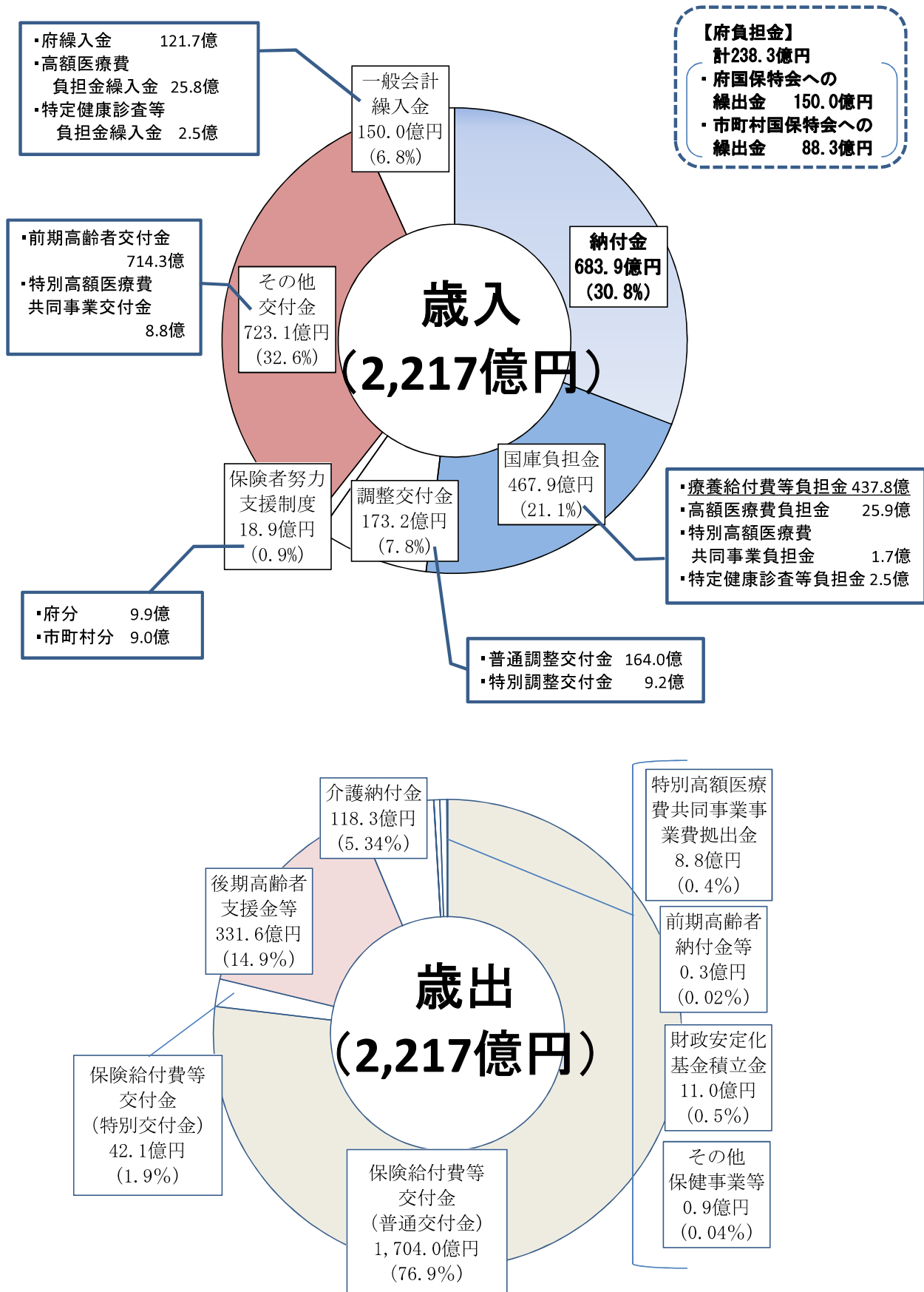


京都府国保特別会計R5決算額(歳入・歳出グラフ)



※端数処理の関係上、項目別金額と総合計は一致しません。

京都府国保特別会計R6当初予算(歳入・歳出グラフ)



※端数処理の関係上、項目別金額と総合計は一致しません。

国民健康保険事業の実施状況(運営方針策定時との比較)

事 項		第2期策定時の実績	第3期策定時の実績	現状(時点修正)
第2 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し	世帯数(年度平均)	358,020世帯 (R1実績)	350,607世帯 (R3実績)	344,092世帯 (R4実績)
	被保険者数(年度平均)	545,140人 (R1実績)	523,237人 (R3実績)	504,938人 (R4実績)
	1人当たり医療費	378,252円 (H30実績)	404,693円 (R3実績)	415,797円 (R4実績)
	法定外繰入	17市町村・18.5億円 (H30実績)	17市町村・13.1億円 (R3実績)	17市町村・36.0億円 (R4実績)
	うち決算補填等目的	3市町村・1.2億円 (H30実績)	1市町村・5.4百万円 (R3実績)	1市町村・1.3億円 (R4実績)
第3 国保事業費納付金及び標準保険料率の算定方法に関する事項	赤字市町村		1市町村・1.5億円 (H30実績)	0市町村 (R4実績)
	料・税方式	保険料方式	10市町村 (R1実績)	10市町村 (R5実績)
		保険税方式	16市町村 (R1実績)	16市町村 (R5実績)
	納期	6回	0市町村 (R1実績)	0市町村 (R5実績)
		10回	25市町村 (R1実績)	25市町村 (R5実績)
		12回	1市町村 (R1実績)	1市町村 (R5実績)
	算定方式	3方式	17市町村 (R1実績)	20市町村 (R5実績)
		4方式	9市町村 (R1実績)	6市町村 (R5実績)
第4 保険料の徴収の適正な実施に関する事項	収納率	現年度(府平均)	94.85% (H30実績)	96.13% (R4実績)
		滞納繰越分(府平均)	28.36% (H30実績)	34.46% (R4実績)
	口座振替世帯率		51.90% (H30実績)	51.24% (R4実績)
	滞納処分件数		6,402件 (H30実績)	6,682 (R4実績)
	研修(収納率向上)		国保料(税)収納業務保険者研修会	同左
第5 保険給付の適正な実施に関する事項	レセプト点検	国保連委託	18市町村 (R1実績)	19市町村 (R5実績)
		民間企業委託	2市町村 (R1実績)	1市町村 (R5実績)
	第三者行為求償	自庁実施	6市町村 (R1実績)	6市町村 (R5実績)
		レセプト抽出・被保険者への確認	24市町村 (R1,8末)	25市町村 (R5,8末)
		損保協会等との連携対応	16市町村 (R1実績)	16市町村 (R5,8末)
	療養費の支給の適正化	支給額	3,461百万円 (H30実績)	2,834百万円 (R4実績)
		柔道整復療養費に係る被保険者(患者)照会	12市町村 (H30実績)	14市町村 (R4実績)
	給付点検調査		事務処理方針策定 (H30実績)	同左
	不正利得の回収		委託規約策定 (R1実績)	同左

事 項		第2期策定時の実績	第3期策定時の実績	現状(時点修正)
第6 保健事業の充 実(健康寿命の 延伸)	特定健診 (実施率)	府平均 全国市町村平均 国目標値(60%)以上	34.0% (H30実績) 37.9% (H30実績) 0市町村 (H29実績)	33.3% (R4実績) 37.5% (R4実績) 0市町村 (R3実績)
	全国上位3割内	7市町村 (H29実績)	8市町村 (R1実績)	9市町村 (R3実績)
	府平均	20.9% (H30実績)	23.6% (R3実績)	24.2% (R4実績)
	特定保健 指導 (実施率)	全国市町村平均 国目標値(60%)以上	28.9% (H30実績) 1市町村 (H29実績)	28.8% (R4実績) 2市町村 (R3実績)
	全国上位3割内	0市町村 (H29実績)	0市町村 (R1実績)	0市町村 (R3実績)
	後発医薬 品	使用割合 差額通知実施	71.4% (H30実績)	78.3% R5.9実績
	重複投薬への取組		23市町村 (H30実績)	25市町村 (R5実績)
	糖尿病重症化予防事業の実施		23市町村 (R1実績)	25市町村 (R6状況)
	データヘルス計画策定・中間見直し		26市町村 (R1実績)	26市町村 (R6状況)
	システムの共同化		26市町村 (R1実績)	26市町村 (R6状況)
第7 事務の広域的 及び効率的な 運営の推進		市町村事務処理標準システムの 導入可否検討	国の標準準拠システムの標準化 の動向を踏まえ検討	全市町村、国の標準 準拠システムを導入
	保険料・一部負担金の減免基準	「標準的な減免基準」(H23)を 踏まえ、各市町村で策定	同左	同左
	研修事業	府・国保連共催の初任者研修会・ 事務担当者研修会・事業運営研 修会	同左	同左
	広報事業	マスメディアやポスターによる啓発	国民皆保険制度に係る 広報資材作成 (R4実績)	国民皆保険制度に係る 広報資材作成 (R5実績)

※ H27実績は薬局所在地ベース、H30実績分以降は被保険者住所ベース

保健事業の取組について

- 資料 4－1 特定健康診査及び特定保健指導の実施状況
- 資料 4－2 保険者が実施する重複服薬者等に対する通知事業について
- 資料 4－3 京都府糖尿病重症化予防対策事業
- 資料 4－4 きょうと健康長寿・未病改善センターの概要
ヘルス博 KYOTO 2024 開催概要

令和4年度における特定健康診査及び特定保健指導の実施状況

資料 4 - 1

市町村国保 ／国保組合	特定健康診査				特定保健指導			
	対象者数	受診者数	受診率	順位	対象者数	終了者数	実施率	順位
京 都 市	180,564	46,316	25.7%	26	5,020	940	18.7%	19
福 知 山 市	9,541	3,593	37.7%	21	414	63	15.2%	23
舞 鶴 市	10,761	4,492	41.7%	16	489	85	17.4%	21
綾 部 市	5,032	1,672	33.2%	24	220	113	51.4%	3
宇 治 市	24,514	9,860	40.2%	20	981	189	19.3%	18
宮 津 市	3,208	1,364	42.5%	14	166	23	13.9%	25
亀 岡 市	12,663	4,569	36.1%	23	519	72	13.9%	25
城 陽 市	11,225	5,210	46.4%	6	554	218	39.4%	13
向 日 市	6,924	3,044	44.0%	11	282	229	81.2%	1
長 岡 京 市	9,754	4,799	49.2%	3	488	214	43.9%	8
八 幡 市	10,534	4,700	44.6%	9	576	217	37.7%	14
京 田 辺 市	7,992	3,592	44.9%	8	381	70	18.4%	20
京 丹 後 市	9,060	4,209	46.5%	5	563	98	17.4%	21
南 丹 市	4,774	1,980	41.5%	17	239	36	15.1%	24
木 津 川 市	9,868	4,096	41.5%	17	417	92	22.1%	17
市 計	316,414	103,496	32.7%		11,309	2,659	23.5%	
大 山 崎 町	1,981	857	43.3%	12	92	31	33.7%	11
久 御 山 町	2,310	1,138	49.3%	2	119	39	32.8%	12
井 手 町	1,083	479	44.2%	10	64	13	20.3%	15
宇 治 田 原 町	1,430	656	45.9%	7	91	40	44.0%	4
笠 置 町	258	76	29.5%	25	7	3	42.9%	6
和 束 町	908	372	41.0%	19	42	9	21.4%	14
精 華 町	4,450	1,667	37.5%	22	165	56	33.9%	10
南 山 城 村	562	237	42.2%	15	23	4	17.4%	19
伊 根 町	442	234	52.9%	1	28	17	60.7%	2
京 丹 波 町	2,378	1,130	47.5%	4	142	24	16.9%	22
与 謝 野 町	3,486	1,488	42.7%	13	174	70	40.2%	7
町 村 計	19,288	8,334	43.2%		947	306	32.3%	
市 町 村 計	335,702	111,830	33.3%		12,256	2,965	24.2%	
(京都市除く)	155,138	65,514	42.2%		7,236	2,025	28.0%	

出典：京都府国民健康保険団体連合会「令和4年度特定健診・特定保健指導法定報告結果」

保険者が実施する重複服薬者等に対する通知事業について

1 目 的

京都府では、市町村国保の都道府県単位化を踏まえ、市町村が国保加入者に対して行う保健事業の更なる推進を図るため、保険者が実施する重複服薬者等への取組が円滑に実施できるよう基盤整備を行っており、本年度も引き続き、保険者が実施する保健事業の支援を行う。

※ 重複服薬者への取組

一定基準（別紙「重複服薬者の抽出ツール条件」）によって抽出された重複服薬者に対し、服薬状況をお知らせすることで、かかりつけの医師や薬剤師・薬局等の必要性やお薬手帳の重要性を啓発し、薬についての認識を深めていただく。

2 事業内容

令和元年度、保険者と医療関係職種が協力し、かかりつけの医師や薬剤師・薬局による服薬情報の一元的管理を行う体制を構築し、府民が安心して薬物治療を受けられる環境の整備のため「あんしん安全服薬環境基盤整備事業」を実施、その取組の一環として実施している重複服薬者に対する服薬情報等の通知事業について、令和2年度から市町村が実施主体となり実施している。令和3年度には対象者の抽出基準の見直しを行い、令和6年度も同基準で事業を実施している。

（1）通知対象者

同一月に2以上の医療機関から、同一薬効の医薬品を令和6年4月から5月の2か月連続して7日以上重複して服用している者

※ 同一薬効の医薬品：薬価基準収載医薬品コード上4桁が同一の医薬品

※ 服用期間がある場合に対象となるため、対象月以前の処方も対象となります。

※ 医科電子レセプト（入院外）及び調剤電子レセプトを用いて対象者を抽出しています。

（2）実施市町村及び対象者（抽出数）

別紙のとおり

（3）実施スケジュール

10月～11月頃に市町村から対象者に通知文書を発送

1月～3月頃に市町村による改善状況等を確認予定

令和6年度 重複服薬対象者抽出件数		
※対象診療年月:令和6年4月～5月 重複判定診療年月期間:令和5年12月～令和6年5月 ※令和6年度重複服薬通知事業に係る京都府の抽出基準に準ずる ※黄色枠は未委託保険者		
保険者名		対象者抽出件数 (4桁・7日重複)
	京都市	独自事業
○	福知山市	80件
○	舞鶴市	111件
○	綾部市	34件
○	宇治市	277件
○	宮津市	26件
○	亀岡市	100件
○	城陽市	154件
	向日市	独自事業
○	長岡京市	99件
○	八幡市	126件
○	京田辺市	103件
○	京丹後市	71件
○	南丹市	26件
○	木津川市	101件
○	大山崎町	21件
	久御山町	
○	井手町	17件
○	宇治田原町	15件
○	笠置町	1件
○	和束町	7件
○	精華町	50件
○	南山城村	7件
○	伊根町	6件
	京丹波町	独自事業
○	与謝野町	35件
		1,467件
参加市町村:22		

京都府糖尿病重症化予防対策事業（H29～）

R6.5 健康対策課

1 趣 旨

保健医療団体と京都府、市町村、医療保険者が一体となり糖尿病の重症化予防対策の事業実施基盤の整備を促進し、地域の実状に応じた保健指導体制を構築することで、人工透析等への移行を防ぐ等、糖尿病患者の QOL の向上、健康寿命の延伸をめざすことを目的とする。

2 取組の経過及び今後の方向性

年度	取組内容
29	糖尿病重症化予防戦略会議及び地域戦略会議の設置による連携体制の整備 京都府版糖尿病性腎症重症化予防プログラムの策定
30	未受診者対策（市町村国保）の推進、治療中断者抽出ツールの作成
31 R1	治療中断者対策（市町村国保）の推進・他保険者の取組推進
R2	ハイリスク者対策（市町村国保）の推進・他保険者の取組推進
R3	ハイリスク者対策（ICT モデルの拡大）の推進、腎機能プロットシートの作成
R4	ハイリスク者対策（ICT モデルの展開）の推進、腎機能プロットシートの活用 プログラムの改定
R5	「京あんしんネット」を活用した糖尿病性腎症重症化予防「かかりつけ医・専門医・多職種連携」ネットワーク事業 - 製薬企業と連携した「京都府版 eGFR プロットシート普及サポートプロジェクト」 - 改定版プログラムの普及
R6	「京あんしんネット」を活用した糖尿病性腎症重症化予防「かかりつけ医・専門医・多職種連携」ネットワーク事業【継続】 - 製薬企業と連携した「京都府版 eGFR プロットシート普及サポートプロジェクト」【継続】

3 令和5年度までの実績と課題

（1）全ての市町村において実施体制が整えられるよう支援

- ①糖尿病重症化予防戦略会議・地域戦略会議
 - ・市町村における対策の推進

項 目	実施市町村数		
未受診者対策	(29 25)	② 26 → ③ 25 → ④ 26 → ⑤ 26	
治療中断者対策	(29 6)	② 20 → ③ 22 → ④ 25 → ⑤ 25	
ハイリスク者対策	(29 9)	② 10 → ③ 12 → ④ 19 → ⑤ 24	

- ②保健所単位での多職種ミーティングの開催
 - ・各保健所単位で腎臓病専門医・糖尿病専門医の助言を交えた多職種によるミーティングを実施
- ③人工透析導入回避のために、保健指導の質を向上
 - ・研修会や事例検討等による地域における保健指導実践能力の向上

（2）治療中断者対策、ハイリスク者対策の推進

- ①糖尿病重症化予防対策事業啓発リーフレットの作成による事業の周知
【R2 作成、R5 改訂】
- ②糖尿病重症化予防対策事業 保健指導者のための栄養食事指導の手引きの活用による保健指導内容の充実【R2 作成、R4 改訂】

- ③糖尿病重症化予防対策事業 保健指導者のための栄養食事指導
ポケットハンドブックの活用による保健指導内容の充実【R5 作成】
- ④ICTを活用した京都府版糖尿病保健指導モデル構築事業【R2 新規、R3 拡充、R4 完了】
 - ・医師会・モデル市町村の協力のもと、京都府版保健指導モデルを構築し、全市町村に媒体を配布
 - ※モデル市町村数 ②3 市町村 → ③9 市町村 → ④11 市町村
- ⑤「京あんしんネット」を活用した糖尿病性腎症重症化予防「かかりつけ医・専門医・多職種連携」ネットワーク事業【R5 新規】
 - ※モデル市町村数 ⑤1 市町村
- ⑥京都府版 eGFR プロットシートの活用【R3 新規・R4、5 拡充】
- ⑦製薬企業と連携した「京都府版 eGFR プロットシート普及サポートプロジェクト」【R5 新規】
- ⑧京都府版糖尿病性腎症重症化予防プログラム第 4 版【R4 改訂】
 - ※初版 R29.10 → 第 2 版 H30.5 → 第 3 版 R1.8 → 第 4 版 R5.3

(3) 地域人材資源の育成と活用

- ①府医師会・府歯科医師会・府栄養士会等との連携による従事者育成
 - ・府医師会：従事者向け人材育成研修(web)、医師向け研修(Web) 284 名
 - ・府栄養士会：管理栄養士向け研修 (web＋集合)
 - 人材育成研修受講者 延べ 63 名
 - 保健指導地域人材リストの登録 (29～の実人員) 149 名
 - ・府歯科医師会：歯科専門職向け人材育成研修(web＋集合) 120 名

(4) 市町村国保以外の医療保険者の実施体制づくり

国保組合、後期高齢者医療後期連合等保険者の参加拡大のため関係者調整

(5) 府民への糖尿病重症化予防の啓発強化

- ①薬局等での健康無関心層へのアプローチ
- ②世界糖尿病デーにおける啓発 (府庁旧本館ブルーライトアップ等)

課題

- ①治療中断者、ハイリスク者対策の取組推進
- ②保健指導の効果的な実施
- ③人材育成登録者の効果的な活用
- ④無関心層へのアプローチ

4 令和 6 年度事業内容

(1) ハイリスク者対策の推進

- ①「京あんしんネット」を活用した糖尿病性腎症重症化予防「かかりつけ医・専門医・多職種連携」ネットワーク事業【継続・拡充】
- ②製薬企業と連携した「京都府版 eGFR プロットシート普及サポートプロジェクト」【継続・拡充】

(2) 府医師会・府栄養士会等の連携による従事者育成と府民への啓発(継続)

- ・保健指導従事者の育成 (医師、保健師、管理栄養士等)
- ・薬局等において糖尿病重症化予防の啓発強化

(3) 糖尿病重症化予防戦略会議・地域戦略会議 (継続)

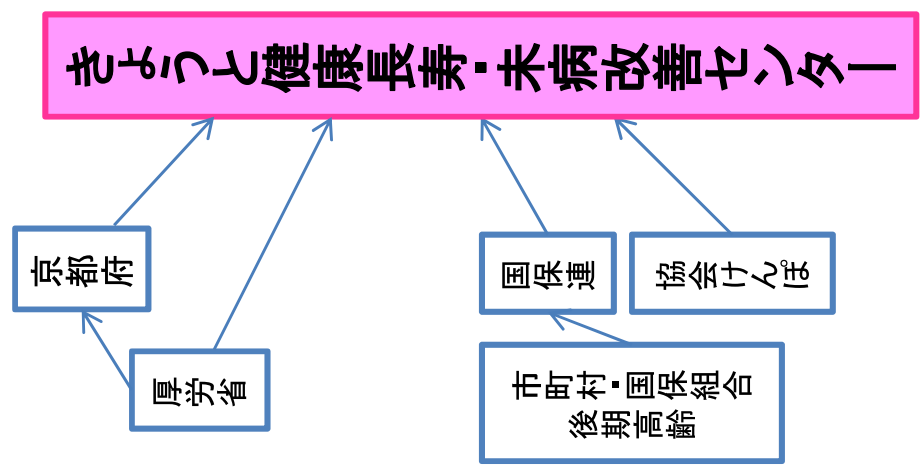
- ・全ての市町村において重症化予防プログラムに沿った実施体制が整えられるよう支援を強化
- ・保健所単位での多職種連携ミーティングの開催

きょうと健康長寿・未病改善センターの概要

府民の健康データを経年的に整理・活用

目的

1. 健康寿命の延伸、疾病・介護予防に向けた事業推進のための**基礎データ**の収集
2. 市町村の取組に関する事業評価、効果分析に活用するなど、効果的な**事業展開**への支援
3. 府民の健康課題を明確にし、効果的な**プログラム開発**の実施や産学公連携による**研究開発**の推進



①人口 人口動態統計

- 人口構成
 - ・人口推移と将来推計
 - ・年齢別人口
 - ・性、年齢階級別人口と将来推計
- 人口動態
 - ・出生数・出生率
 - ・死亡率、死亡率、年齢調整死亡率
 - ・主な死因別死亡率

②医療費、母子保健、がん検診など

- 医療費
 - 患者状況
 - ・患者数の状況
 - ・受療率
- 母子保健
 - ・妊娠届出数
 - ・低出生体重児出生数
 - ・乳児死亡率、死亡率

③特定健診・医療・介護データ等（京都府健診・医療・介護総合データベース）

- ・特定健診受診率
- ・特定保健指導
- ・特定健診質問項目
- ・1人あたりの医療費
- ・生活習慣病の受診率
- ・糖尿病、人工透析
- ・介護利用者の医療費・件数・人数
- ・疾病別医療費・介護費・人数

④市町村別健康寿命

平均寿命と介護保険認定者数から算出した健康寿命

ヘルス博 KYOTO 2024 開催概要

1 趣 旨

企業、大学、行政、医療保険者等が一堂に会した場において、健康づくりをテーマにした先駆的で効果的な取組みの紹介や企業ノウハウの提供などを通じて、多様な主体のマッチングを図り、府民の健康寿命の延伸を図る取組みを推進する。

2 開 催 期 間

令和6年11月21日（木） 10時～17時

3 開 催 場 所

京都経済センター 2階 京都産業会館ホール
（京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地）

4 内 容

- ① 企業・団体展示
- ② トークイベント（京都府健康大使の木村祐一氏との対談）
- ③ きょうと健康づくり実践企業表彰企業の紹介
- ④ きょうと健康長寿推進府民会議総会
- ⑤ 健康づくりセミナー 等

5 対 象 者

府内の企業、大学、市町村、医療保険者及び府民

6 主 催

京都府、きょうと健康長寿推進府民会議、京都府がん対策推進府民会議

<参考：後援団体>

京都商工会議所、京都府商工会連合会、（公社）京都工業会、（公財）京都産業21、
京都府医療保険者協議会

全 体 内 容(詳細)

◆企業・団体展示

○趣旨

- ・府内の企業、大学等が先進的な保健事業を導入するために、健康・予防サービスを提供する事業者とのマッチングの機会の提供や、健康づくりの取組に関する情報交換の場として開催。
- ・府民へ健康づくりの取組を広げていくため、各種団体から府民向けに健康情報を発信。

○内容

- ・健康・予防サービスを提供する企業等の展示会（４０社程度）

〔募集テーマ〕

- ①特定健診・特定保健指導、各種計画策定と評価
 - ②生活習慣病・介護・認知症の予防
 - ③健康経営・職場環境整備
 - ④男女の性差に応じた健康支援
 - ⑤参加自治体・企業へのサービスの紹介（大学・研究機関）
- ・府民向け健康づくりコーナー（４団体程度）

◆トークイベント

○趣旨

集客及びヘルス博の趣旨を広くＰＲするため、著名人等による発信・演出。

○内容

西脇知事と木村祐一氏による発信・演出

◆きょうと健康づくり実践企業表彰式を実施

○趣旨

きょうと健康づくり実践企業認証を受けた事業所のうち、特に取組の優れた事業所を表彰し、職場における健康づくりに関する理解を促進。

○内容

実践企業のＲ５受賞企業の表彰式

◆きょうと健康長寿推進府民会議総会の実施

○趣旨

府民の主体的な健康づくりを支援し、府民の生涯にわたる健康づくりを府民運動として円滑かつ効果的に推進。

○内容

- ・第４次健康増進計画（きょうと健やか２１）について報告
- ・府民会議構成団体の取組報告

◆健康づくりセミナー

○趣旨

京都府の健康課題として青壮年期男性の肥満の増加やがん検診の受診率が低いことがあげられるため、生活習慣病（肥満、がん等）に関する府民の理解を促進。

○内容

生活習慣病（肥満、がん等）に係る講演

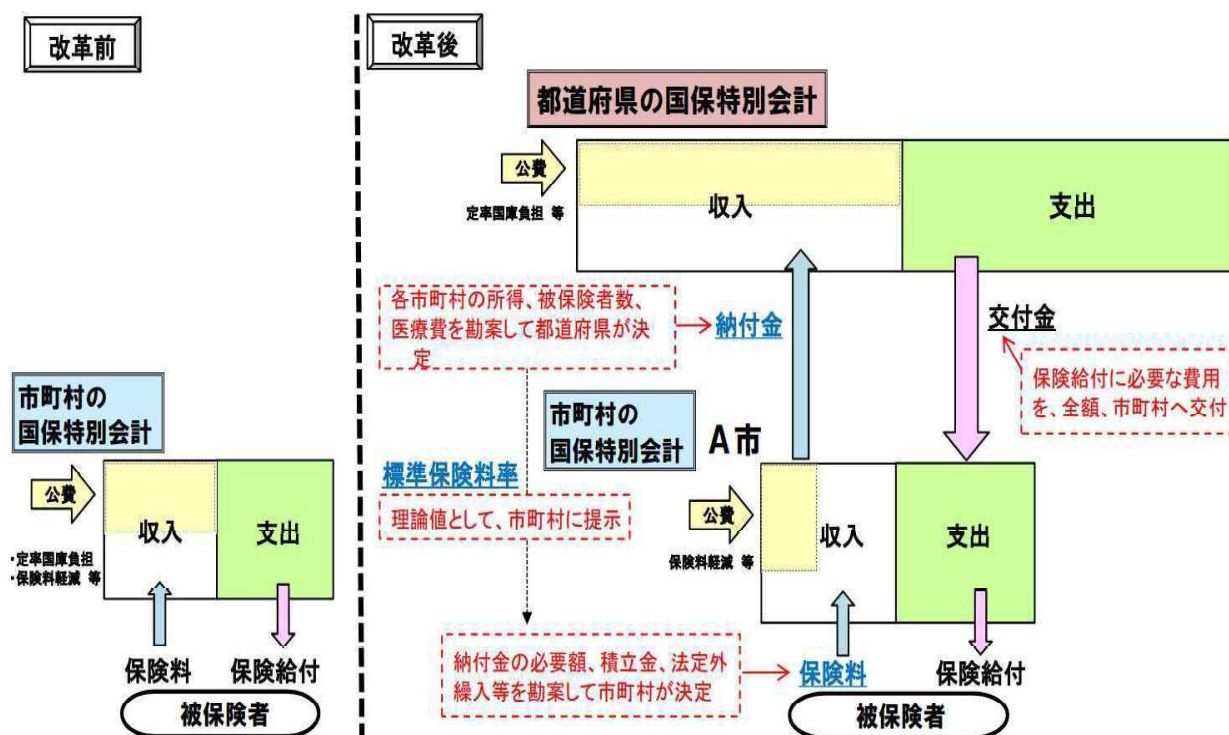
国民健康保険事業費納付金について

【納付金の概要】

平成30年度に行われた国民健康保険の制度改革以降、都道府県が財政運営の責任主体となり、翌年度の保険給付費（診療費）総額の推計を行い、各市町村ごとの納付金額の決定、市町村が設定する保険料（税）の参考となる標準保険料率の算定を行う。

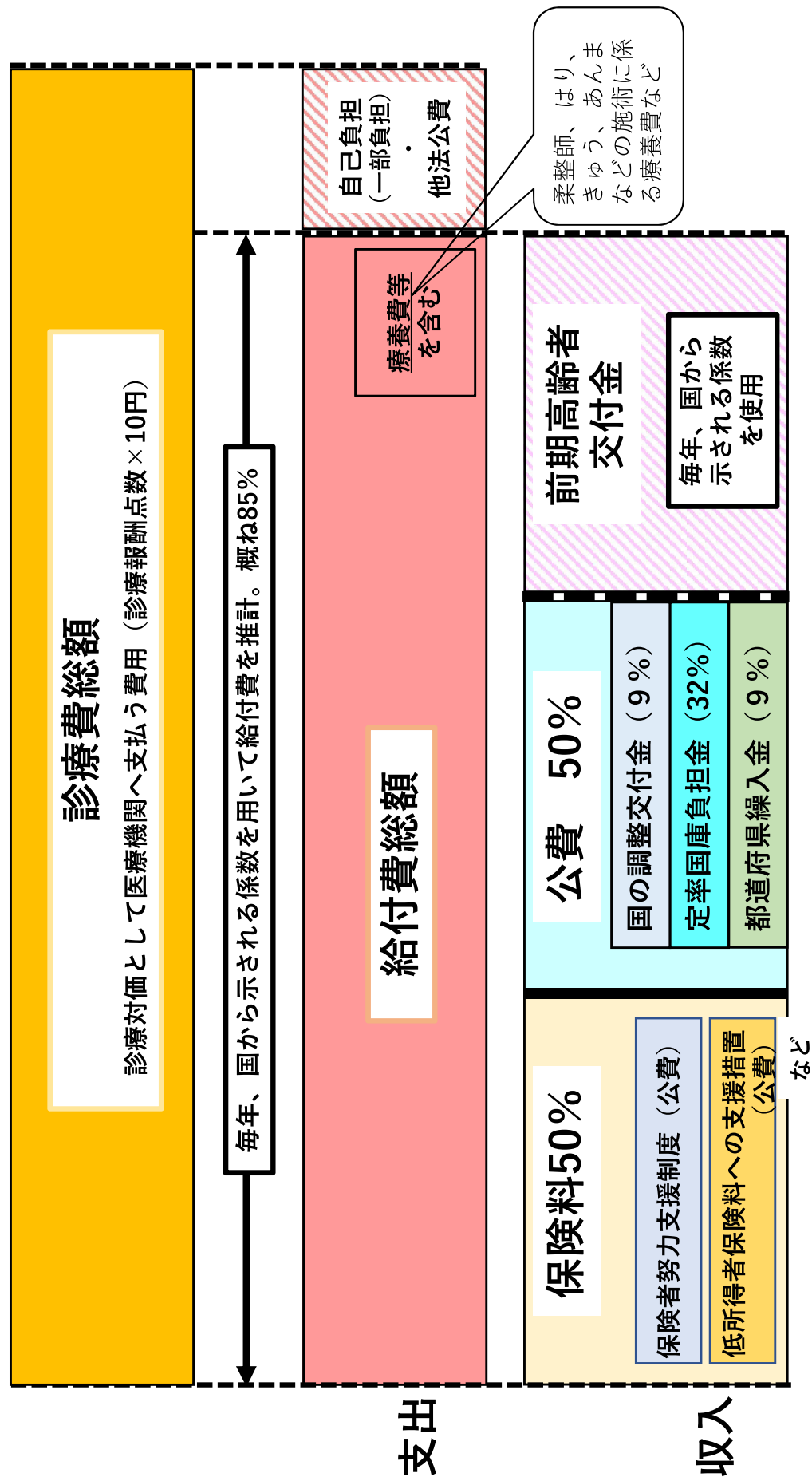
市町村は、標準保険料率を参考に保険料（税）を決定のうえ、被保険者に賦課し、保険料（税）を財源として、都道府県に納付金を納付する。

【改革後の国保財政の仕組み】（出典：厚生労働省ホームページ）



診療費は、保険料（納付金）算定の基礎

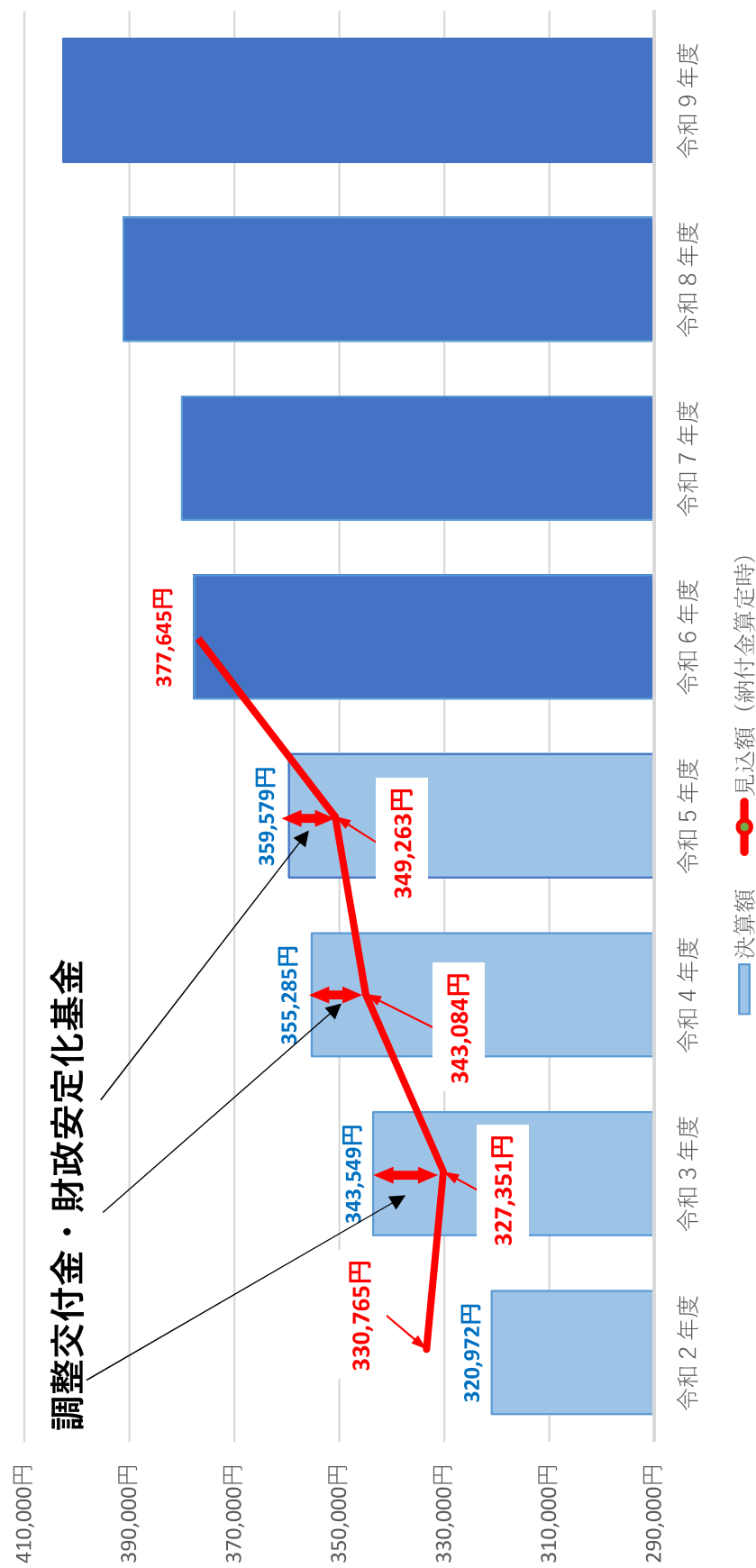
保険料（納付金）＝「診療費総額」－（自己負担等＋前期高齢者交付金＋公費（50％相当額））



令和5年度までの決算及び令和6～9年度の保険給付費の見込み

令和3年度以降、納付金算定に係る保険給付見込額が決算額を下回ったこと等を踏まえ、次年度診療費及び将来診療費の推計方法を見直し

1人当たり保険給付費の動向



令和7～9年度の「現年診療費」の推計方法

「現年診療費」は、「1件当たり診療費」に「1人当たり受診率」を掛けて算出

R 4年												R 5年												R 6年												R 7年												R 8											
R 4年												R 5年												R 6年												R 7年												R 8											
R 4年												R 5年												R 6年												R 7年												R 8											
R 4年												R 5年												R 6年												R 7年												R 8											
R 4年												R 5年												R 6年												R 7年												R 8											
R 4年												R 5年												R 6年												R 7年												R 8											
R 4年												R 5年												R 6年												R 7年												R 8											
R 4年												R 5年												R 6年												R 7年												R 8											
R 4年												R 5年												R 6年												R 7年												R 8											
R 4年												R 5年												R 6年												R 7年												R 8											
R 4年												R 5年												R 6年												R 7年												R 8											
R 4年												R 5年												R 6年												R 7年												R 8											
R 4年												R 5年												R 6年												R 7年												R 8											
R 4年												R 5年												R 6年												R 7年												R 8											
R 4年												R 5年												R 6年												R 7年												R 8											
R 4年												R 5年												R 6年												R 7年												R 8											
R 4年												R 5年												R 6年												R 7年												R 8											
R 4年												R 5年												R 6年												R 7年												R 8											
R 4年												R 5年												R 6年												R 7年												R 8											
R 4年												R 5年												R 6年												R 7年												R 8											
R 4年												R 5年												R 6年												R 7年												R 8											
R 4年												R 5年												R 6年												R 7年												R 8											
R 4年												R 5年												R 6年												R 7年												R 8											
R 4年												R 5年												R 6年												R 7年												R 8											
R 4年												R 5年												R 6年												R 7年												R 8											
R 4年												R 5年												R 6年												R 7年												R 8											
R 4年												R 5年												R 6年												R 7年												R 8											
R 4年												R 5年												R 6年												R 7年												R 8											
R 4年												R 5年												R 6年												R 7年												R 8											
R 4年												R 5年												R 6年												R 7年												R 8											
R 4年												R 5年												R 6年												R 7年												R 8											
R 4年												R 5年												R 6年												R 7年												R 8											
R 4年												R 5年												R 6年												R 7年												R 8											
R 4年												R 5年												R 6年												R 7年												R 8											
R 4年												R 5年												R 6年												R 7年												R 8											
R 4年												R 5年												R 6年												R 7年												R 8											
R 4年												R 5年												R 6年												R 7年												R 8											
R 4年												R 5年												R 6年												R 7年												R 8											
R 4年												R 5年												R 6年												R 7年												R 8											
R 4年												R 5年												R 6年												R 7年												R 8											
R 4年												R 5年												R 6年												R 7年												R 8											
R 4年												R 5年												R 6年												R 7年												R 8											
R 4年												R 5年												R 6年												R 7年												R 8											
R 4年												R 5年												R 6年												R 7年												R 8											
R 4年												R 5年												R 6年												R 7年												R 8											
R 4年												R 5年												R 6年												R 7年												R 8											
R 4年												R 5年												R 6年												R 7年												R 8											
R 4年												R 5年												R 6年												R 7年												R 8											
R 4年												R 5年												R 6年												R 7年												R 8											
R 4年												R 5年												R 6年												R 7年												R 8											
R 4年												R 5年												R 6年												R 7年												R 8											
R 4年												R 5年												R 6年												R 7年												R 8											
R 4年												R 5年												R 6年												R 7年												R 8											
R 4年												R 5年												R 6年												R 7年												R 8											
R 4年												R 5年												R 6年												R 7年												R 8											
R 4年												R 5年												R 6年												R 7年												R 8											
R 4年												R 5年												R 6年												R 7年												R 8											
R 4年												R 5年												R 6年												R 7年												R 8											
R 4年												R 5年												R 6年												R 7年												R 8											
R 4年												R 5年												R 6年												R 7年												R 8											
R 4年												R 5年												R 6年												R 7年												R 8											
R 4年												R 5年												R 6年												R 7年												R 8											
R 4年												R 5年												R 6年												R 7年												R 8											
R 4年												R 5年												R 6年												R 7年												R 8											
R 4年												R 5年												R 6年												R 7年												R 8											
R 4年												R 5年												R 6年												R 7年												R 8											
R 4年												R 5年												R 6年												R 7年												R 8											
R 4年												R 5年												R 6年												R 7年												R 8											
R 4年												R 5年												R 6年												R 7年												R 8											
R 4年												R 5年												R 6年												R 7年												R 8											
R 4年												R 5年												R 6年												R 7年												R 8											
R 4年												R 5年												R 6年												R 7年												R 8											
R 4年												R 5年												R 6年												R 7年												R 8											
R 4年												R 5年												R 6年												R 7年												R 8											
R 4年												R 5年												R 6年												R 7年												R 8											
R 4年												R 5年												R 6年												R 7年												R 8											
R 4年												R 5年												R 6年												R 7年												R 8											
R 4年												R 5年												R 6年												R 7年												R 8											
R 4年												R 5年												R 6年												R 7年												R 8											
R 4年												R 5年												R 6年												R 7年												R 8											
R 4年												R 5年												R 6年												R 7年												R 8											
R 4年												R 5年												R 6年												R 7年												R 8											
R 4年												R 5年												R 6年												R 7年												R 8											
R 4年												R 5年												R 6年												R 7年												R 8											
R 4年												R 5年												R 6年												R 7年												R 8											
R 4年												R 5年												R 6年												R 7年												R 8											
R 4年												R 5年												R 6年												R 7年												R 8											
R 4年												R 5年												R 6年												R 7年												R 8											
R 4年												R 5年												R 6年												R 7年												R 8											

診療費

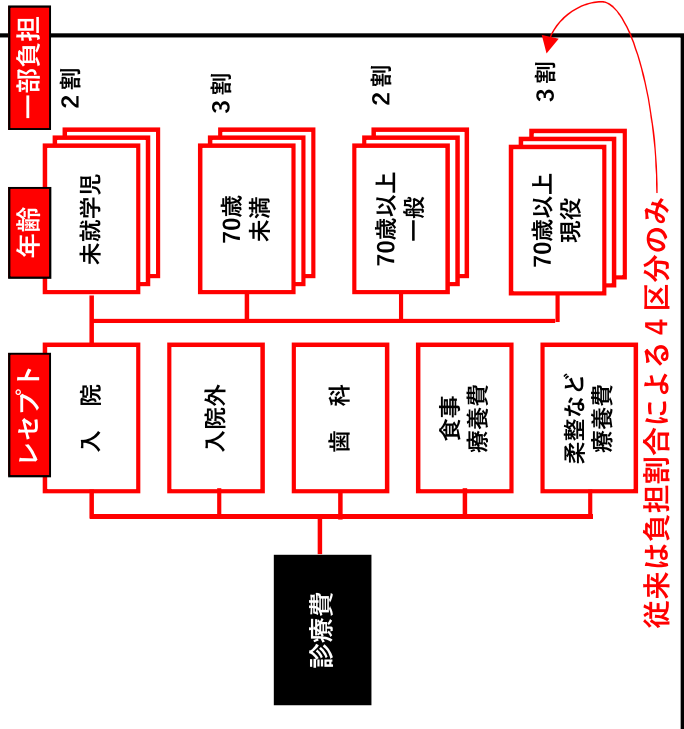
伸び率 a

伸び率b

$$\text{推計値} = 5 \text{ 月分実績} \times \text{伸び率} (a + b) / 2$$

求める診療費

○レセプト／年齢／一部負担の区分ごとに集計
○受診率も同様に 計算



従来は負担割合による4区分のみ

京都市で用いられてきた実績のある推計方法

1件当たり診療費 × 1人当たり受診率 = 1人当たり現年診療費

令和7～9年度の「診療費伸び率」

H30以後の診療費の対前年度伸び率のうち、極端に低い値を排除して利用（約2.93%）

H30年度分												R3年度分												R4年度分											
3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
1人当たり12月診療費												3月～2月の1人当たり12月診療費												3月～2月の1人当たり12月診療費											
実績												実績												実績											
378,252 円												404,693 円												415,797 円											

$$\text{伸び率 } c = (a + b) / 2 = 1.0293 \text{ (単純平均)}$$

$$\text{伸び率 } a = 1.0312$$

$$\text{伸び率 } b = 1.0274$$

[参考]伸び率 = 0.9706

R元年度	R2年度
1人当たり12月診療費	1人当たり12月診療費
実績	実績
390,051 円	378,582 円

$$\text{推計値 } B = \text{推計値 } A \times \text{伸び率 } c = 1.0293$$

$$\text{推計値 } C = \text{推計値 } B \times \text{伸び率 } c = 1.0293$$

$$\text{推計値 } D = \text{推計値 } C \times \text{伸び率 } c = 1.0293$$

R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
3月～2月の1人当たり12月診療費	3月～2月の1人当たり12月診療費	3月～2月の1人当たり12月診療費	3月～2月の1人当たり12月診療費
推計値 A	推計値 B	推計値 C	推計値 D

毎年度見直し

国保被保険者1人当たり診療費の推移について・・・

— 京都府と全国の状況 —

単位：円

年度	京都府		全国	
		対前年比		対前年比
H25	337,826	103.87%	324,543	102.75%
H26	346,444	102.55%	333,461	102.75%
H27	365,132	105.39%	349,697	104.87%
H28	365,150	100.00%	352,839	100.90%
H29	374,854	102.66%	362,159	102.64%
H30	378,252	100.91%	367,989	101.61%
R 1	390,051	103.12%	378,939	102.98%
R 2	378,582	97.06%	370,881	97.87%
R 3	404,693	106.90%	394,729	106.43%
R 4	415,797	102.74%	403,817	102.30%

出典：H25～R4は国民健康保険事業年報

令和7年度納付金算定スケジュール

時期		事項	所管
令和6年	7～10月	府・市町村で納付金の算定方法（新たな診療費推計方法）を検討	京都府・市町村
	11月上旬	納付金算定用の仮係数提示	国
	11月下旬	納付金仮算定結果を市町村に通知	京都府
	12月下旬	納付金算定用の確定係数提示	国
令和7年	1月中旬	令和7年度分納付金の算定	京都府
	2月上旬	市町村に「納付金額」、「標準保険料率」を通知	京都府
	2～3月	各市町村が令和7年度保険料（税）を決定	市町村

京都府国民健康保険運営方針の策定について

—皆で支える京都あんしん国保プラン—

(概要)

基本的事項

～国民皆保険制度を支える国保を市町村とともに維持～

①国保改革の経過と目的

- ・市町村国保は「年齢構成が高く、医療費水準が高い」、「所得水準が低く、保険料の負担が重い」など構造的な課題があり、今後も高齢化の進展等に伴い、医療費の増加が見込まれ、財政運営は厳しい見通し
- ・国民健康保険法の改正により、平成30年度から財政運営を都道府県単位化し、運営の安定化と事業の広域化を推進
- ・広域自治体である都道府県は財政運営を担い、市町村は引き続き、資格管理、保険給付、保険料率の決定・賦課、保健事業等を担う。

②国保運営方針の策定根拠

- ・国民健康保険法第82条の2

③対象期間

- ・令和6年4月1日から令和12年3月31日まで（おおむね3年ごとに取組状況を検証し、必要があると認めるときは、見直しを行う。）

国民健康保険の医療に要する費用及び財政見通し

～京都府が中心となり国保財政の安定運営を推進～

①医療費の動向

- ・京都府の1人当たり医療費は増加傾向（過去5年間の平均伸び率は約2%）

②国保財政の現状

- ・京都府の国保被保険者1人当たり所得は全国平均の約8割、保険料の減額を受けている世帯は約6割

③市町村国保会計の赤字削減等の取組

- ・市町村は赤字の要因を分析し、赤字削減等の取組を強化
- ・京都府は、市町村ごとに赤字の状況を公表（見える化）
- ・新たな赤字が発生した場合、原則、発生年度の翌年度に解消を図る。但し、単年度での解消が困難な場合は、5年度以内を目標として段階的に解消に努める。

④財政安定化基金の活用

- ・保険料収納額の不足時：無利子貸付
- ・災害の発生等特別な事情がある時：2分の1を上限として対象市町村へ交付
*原則、交付を受けた市町村、府、国で3分の1ずつを補填
- ・府国保事業特別会計で決算剰余金等の留保財源が生じた場合は、被保険者一人当たりの納付金の著しい上昇の抑制に用いる等、安定的な財政運営の確保を図るために必要がある場合に用いることを基本とし、市町村と協議の上、財政調整事業分として財政安定化基金に積み立て

国保事業費納付金、標準保険料率の算定方法及びその平準化

～市町村と連携し、新制度への円滑移行から安定運営に向けた土台づくりを推進～

①基本的な算定方法

- ・市町村の医療費水準を納付金及び標準保険料率に反映
- ・保険料水準の統一について、市町村とさらに議論を深め、課題の明確化、統一に向けたスケジュールなど、一定の方向性を期間内に示せるよう取組を進める。

②納付金の算定方法

- ・所得割、均等割、世帯割の3方式を採用
- ・医療費指数の反映割合（ α ）：1
- ・所得水準（全国平均の約8割）を反映

保険料徴収・保険給付の適正実施

～より信頼される国保となるよう、公平・公正な制度運営を推進～

①保険料収納率

- ・京都府平均収納率は上昇傾向にあり、全国的にも上位

②収納率目標

- ・過去の実績をベースに目標収納率を設定

③収納対策

- ・口座振替の推進、キャッシュレス決済についても地域の実情に応じて導入の可否を引き続き検討
- ・国保連と連携した市町村向け研修会の実施、アドバイザーの派遣 等

④第三者行為求償等の取組充実

- ・引き続き保険給付のさらなる適正化を推進

保健事業の充実（健康寿命の延伸）

～市町村等と連携した健康の維持・増進対策を促進～

①他計画との連携

- ・「京都府保健医療計画」、「京都府高齢者健康福祉計画」、「京都府中期的な医療費の推移に関する見通し」等との連携

②特定健診・特定保健指導の実施率向上

- ・先進的取組好事例研修の実施等

③後発医薬品への理解促進

- ・関係団体連携のもと、引き続き使用に関する理解の促進

④糖尿病等の重症化予防

- ・京都府版糖尿病性腎症重症化予防プログラムの普及を図り、P D C Aサイクルに沿った効果的・効率的な事業を推進

⑤高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

- ・高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施し、高齢者の心身の特性や社会的環境に応じた保健事業を推進

⑥データヘルス計画

- ・共通の評価指標を設定し、令和6年度からの取組を推進

⑥きょうと健康長寿・未病改善センター事業等による市町村支援

- ・保険者努力支援制度を活用し、市町村内の関係部門が連携して効果的・効率的な保健事業を推進できるよう取組を支援

事務の広域的及び効率的な運営の推進

～事務の広域化とともに、広報の充実に努め、国保を皆で支える機運づくりを醸成～

①広報事業

- ・国保をはじめとする医療保険制度の周知を図り、府民の国民皆保険制度への理解を促進

②研修事業

- ・国保連とともに各種研修等を実施し、国保への信頼性を向上

③その他

- ・高額療養費の支給申請手続きの簡素化について府内市町村で実施している市町村の先行事例の共有等の取組、保健医療分野におけるデジタル化の推進

その他

- ・市町村とともに国保の運営状況を定期的に把握・分析、国保運営協議会で評価を行い、見直しを実施

(1) 保険料水準統一加速化プラン（第2版）（概要）

参考資料2

保険料水準の統一の意義・定義

統一の意義

- ①保険料変動の抑制：特に小規模な保険者で、高額な医療費の発生等による年度間の保険料の変動を抑制可能。
- ②被保険者間の公平性確保：保険運営の都道府県単位化を踏まえ、都道府県内のどの市町村でも、同じ保険給付を同じ保険料負担で受けられることで被保険者の公平性が確保可能。（保険運営の都道府県単位化は平成30年度国保改革で実現済）

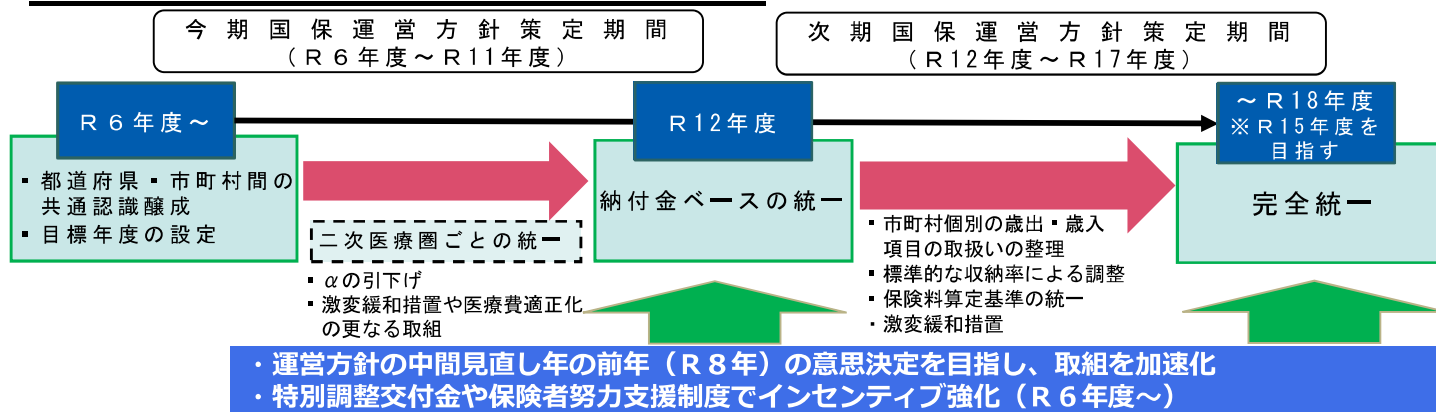
統一の定義

- 納付金ベースの統一：各市町村の納付金に各市町村の医療費水準を反映させない
- 完全統一：同じ所得水準、同じ世帯構成であれば同じ保険料とする

統一の目標年度

- 納付金ベースの統一：令和12年度保険料算定までの達成を目標とする。今期国保運営方針の中間見直し年度の前年（令和8年）に向けた取組の加速化を進める。
- 完全統一：全国において、次期国保運営方針期間（令和12～17年度）の中間年度（令和15年度）までの移行を目指しつつ、遅くとも令和17年度（令和18年度保険料算定）までの移行を目標とする。
※完全統一についても、今期国保運営方針の中間見直し年度の前年（令和8年）に目標年度の意思決定ができるよう取組を進める。

保険料水準の統一のスケジュール



保険料水準統一加速化に向けた支援パッケージ

各都道府県における保険料水準の統一について、さらなる加速化に向けて取り組んでいただくため、以下の支援策を総合的に実施。

● 保険料水準の統一加速化に向けた具体的な方針

- ①完全統一の目標年限を、遅くとも令和17年度とすること
※全国において、次期国保運営方針期間（令和12～17年度）の中間年度（令和15年度）までの移行を目指しつつ、令和17年度（令和18年度保険料算定）までの移行を目標とする。
- ②保険料水準の完全統一を達成した保険者に対して、特別調整交付金による財政支援を複数年にわたり行うこと
- ③保険者努力支援制度における保険料水準統一に係る配点を拡大等すること

○取組支援関係

- (1) 保険料水準統一加速化プランの改定
・保険料水準の完全統一目標年度の追加 等
- (2) 保険料水準統一加速化プロジェクトチームの設置
・厚生労働省保険局の国保保険料水準統一推進室の室員によるヒアリング実施、個々の課題に応じた対応策に関する助言（都道府県アドバイザーチームの助言を含む。）、有用な参考事例の紹介 等

○財政支援関係

- (3) 特別調整交付金による保険料水準の完全統一を達成した都道府県への財政支援
・完全統一を達成した都道府県に対し、統一達成年度から3か年にわたり被保険者数に応じ交付
- (4) 保険者努力支援制度における保険料水準統一関係の指標に係る配点の拡大・メリハリの強化
・完全統一の目標年度の設定状況や完全統一に向けた取組の合意状況等に応じ、重点的に評価

国民健康保険料(税)収納率速報値

－ 全被保険者・合計 －

◎R5年度:速報値

保険者名	R3			R4			R5		
	(%)	対 前年度	収納率 順位	(%)	対 前年度	収納率 順位	(%)	対 前年度	収納率 順位
京 都 市	91.75	1.12	8	92.25	0.50	7	92.20	▲ 0.05	9
福 知 山 市	91.58	1.05	9	91.77	0.19	10	91.98	0.21	12
舞 鶴 市	92.16	1.24	6	92.15	▲ 0.01	8	92.38	0.23	8
綾 部 市	94.43	1.30	2	94.99	0.56	2	95.01	0.02	3
宇 治 市	84.41	4.18	25	89.91	5.50	16	90.19	0.28	19
宮 津 市	87.90	0.92	20	89.37	1.47	19	91.30	1.93	17
亀 岡 市	90.39	0.57	13	90.80	0.41	14	90.23	▲ 0.57	18
城 陽 市	86.98	1.26	21	88.38	1.40	21	88.25	▲ 0.13	21
向 日 市	86.20	▲ 0.29	23	85.95	▲ 0.25	25	86.79	0.84	23
長岡京市	93.10	6.38	4	93.51	0.41	4	93.44	▲ 0.07	5
八 幡 市	86.75	1.24	22	86.44	▲ 0.31	23	86.49	0.05	24
京 田 辺 市	91.01	1.04	11	91.21	0.20	12	91.58	0.37	15
京 丹 後 市	88.84	1.22	14	90.56	1.72	15	91.68	1.12	14
南 丹 市	88.56	▲ 0.46	16	87.95	▲ 0.61	22	88.26	0.31	20
木 津 川 市	91.81	1.48	7	91.88	0.07	9	92.52	0.64	6
市 計	90.48	1.53		91.40	0.92		91.49	0.09	
大 山 崎 町	92.47	0.81	5	92.91	0.44	6	92.43	▲ 0.48	7
久 御 山 町	84.58	1.75	24	86.02	1.44	24	86.34	0.32	25
井 手 町	64.10	0.11	26	65.23	1.13	26	65.59	0.36	26
宇治田原町	88.50	0.75	17	89.09	0.59	20	91.52	2.43	16
笠 置 町	91.05	3.33	10	93.48	2.43	5	94.69	1.21	4
和 束 町	88.63	1.27	15	91.20	2.57	13	92.20	1.00	9
精 華 町	93.95	1.13	3	94.18	0.23	3	95.37	1.19	2
南 山 城 村	87.93	▲ 0.15	19	89.45	1.52	18	88.09	▲ 1.36	22
伊 根 町	96.82	▲ 0.46	1	97.68	0.86	1	99.17	1.49	1
京 丹 波 町	90.80	0.13	12	91.26	0.46	11	91.81	0.55	13
与 謝 野 町	87.94	0.63	18	89.66	1.72	17	92.11	2.45	11
町村計	88.00	0.92		89.03	1.03		90.05	1.02	
市町村計	90.33	1.50		91.26	0.93	11	91.40	0.14	

※1 分母から居所不明者分調定額を除き、小数点第3位四捨五入

※2 網掛けは、京都地方税機構 未参加

参加 23市町村(南丹市はH26.4、亀岡市及び八幡市はH30.4、宇治市はR2.4に移管、長岡京市はR3.4に移管)

保険者別保険料(税)の賦課状況【医療分】(市町村)

区分	保険料 (税)の別	賦課 算定 方式	賦課限度額 (千円)						所得割(%)						保 険 料 (税)						均等割(円)						平等割(円)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
			資産割(%)						所得割(%)						均等割(円)						平等割(円)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
			料	税	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
保険者名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	

保険者別保険料(税)の賦課状況【後期高齢者支援分】(市町村)

区分	保険料 (税)の別	賦課 算定 方式	賦課限度額 (千円)														所得割(%)										資産割(%)						保 険 料 (税) 率						均等割(円)						平等割(円)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
			料 税						R06								R05								R04								R03								R02								R01								R00																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
			R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04	R03	R02	R01	R06	R05	R04

保険者別保険料(税)の賦課状況【介護分】(市町村)

区分	保険料 (税)の別	賦課 算定 方式	賦課限度額 (千円)						保 險 料 (税) 率																			
			所得割(%)						資産割(%)						均等割(円)						平等割(円)							
料	税	R06	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06	
保険者名																												
京都市	○	—	3	170	170	170	170	2.53	2.53	2.56	2.56	2.56	2.56	—	—	—	—	—	9,410	9,410	9,970	9,970	9,970	4,750	4,750	4,910	4,910	4,910
福知山市	○	—	3	170	170	170	170	2.38	2.38	2.38	2.38	2.38	2.38	—	—	—	—	—	9,200	9,200	9,200	9,200	9,200	4,600	4,600	4,600	4,600	4,600
舞鶴市	○	—	3	170	170	170	170	2.73	3.21	2.55	3.16	3.09	—	—	—	—	—	—	8,800	9,900	9,700	9,700	9,700	7,200	8,600	8,500	8,200	8,100
綾部市	○	—	3	170	170	170	170	3.04	3.04	3.04	3.04	2.74	—	—	—	—	—	—	10,500	10,500	10,500	10,500	13,000	5,400	5,400	5,400	5,400	6,500
宇治市	○	—	3	170	170	170	170	2.67	2.87	2.97	2.89	2.93	—	—	—	—	—	—	10,900	11,800	12,200	12,300	12,200	5,500	5,900	6,000	6,000	6,000
宮津市	—	○	4	170	170	170	170	2.20	2.00	2.30	2.20	2.30	13.90	15.80	16.00	16.90	16.80	11,100	11,300	12,000	12,300	12,400	5,600	5,700	6,100	6,200	6,200	6,200
亀岡市	○	—	3	170	170	170	170	2.69	2.69	2.69	2.69	2.78	—	—	—	—	—	—	11,050	11,050	11,050	11,050	11,430	5,560	5,560	5,560	5,560	5,750
城陽市	○	—	3	170	170	170	170	2.69	2.69	2.69	2.69	2.69	—	—	—	—	—	—	7,760	7,760	7,760	7,760	7,760	6,100	6,100	6,100	6,100	6,100
向日市	○	—	3	170	170	170	170	2.40	2.70	2.62	2.86	2.97	—	—	—	—	—	—	11,870	11,400	11,220	12,720	12,240	6,100	5,640	5,580	6,120	6,000
長岡京市	○	—	3	170	170	170	170	2.20	2.20	2.20	2.60	2.80	—	—	—	—	—	—	10,300	10,300	10,300	11,600	12,200	5,100	5,100	5,100	5,700	6,000
八幡市	○	—	3	170	170	170	170	2.70	2.70	2.89	2.89	2.97	—	—	—	—	—	—	11,121	11,121	11,171	11,171	12,464	5,583	5,583	5,605	5,605	6,124
京田辺市	—	○	3	170	170	170	170	2.04	2.07	2.25	2.25	2.25	—	—	—	—	—	—	9,944	10,059	13,423	13,423	13,423	5,575	6,507	9,020	9,020	9,020
京丹後市	—	○	4	170	170	170	170	2.10	2.10	2.10	2.10	2.10	6.50	6.50	6.50	6.50	6.50	9,600	9,600	9,600	9,600	9,600	6,600	6,600	6,600	6,600	6,600	
南丹市	—	○	3	170	170	170	170	2.20	2.20	2.20	2.40	2.40	—	—	—	—	—	—	11,500	11,500	11,500	10,500	10,500	6,300	6,300	6,300	5,800	5,800
木津川市	—	○	3	170	170	170	170	2.40	2.40	2.40	2.40	2.40	—	—	—	—	—	—	9,400	9,400	9,400	9,400	9,400	5,200	5,200	5,200	5,200	5,200
大山崎町	—	○	3	170	170	170	170	2.49	2.49	2.49	2.49	2.54	—	—	—	—	—	—	11,400	11,400	11,400	11,400	11,200	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500
久御山町	—	○	3	170	170	170	170	1.86	1.86	1.86	1.86	1.86	—	—	—	—	—	—	9,420	9,420	9,420	9,420	9,420	7,618	7,618	7,618	7,618	7,618
井手町	—	○	4	170	170	170	170	1.30	1.30	1.30	1.30	1.30	4.70	4.70	4.70	4.70	4.70	8,800	8,800	8,800	8,800	8,800	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900	
宇治田原町	—	○	4	170	170	170	170	2.31	2.31	2.31	2.31	2.31	8.01	8.01	8.01	8.01	8.01	13,700	13,700	13,700	13,700	13,700	7,300	7,300	7,300	7,300	7,300	
笠置町	—	○	3	170	170	170	170	1.20	2.20	2.20	2.20	2.20	—	—	—	—	—	—	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100
和束町	—	○	3	170	170	170	170	1.40	2.50	2.50	2.50	2.50	6.00	—	—	—	—	—	7,800	10,200	10,200	10,200	10,200	7,200	11,400	11,400	11,400	11,400
精華町	—	○	3	170	170	170	170	2.20	2.20	2.20	2.20	2.20	—	—	—	—	—	—	9,500	9,500	9,500	9,500	9,500	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500
南山城村	—	○	3	170	170	170	170	1.10	1.40	1.55	1.55	1.55	9.00	4.50	—	—	—	—	6,800	6,800	6,800	6,800	6,800	5,100	5,100	5,100	5,100	5,100
伊根町	—	○	3	170	170	170	170	2.90	2.90	3.60	3.30	2.80	—	—	—	—	—	—	12,100	11,800	12,600	12,100	13,200	6,400	6,400	6,300	6,200	6,900
京丹波町	—	○	4	170	170	170	170	1.70	1.70	1.70	1.70	1.70	8.40	8.40	8.40	8.40	8.40	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200	4,300	4,300	4,300	4,300	4,300	
与野町	—	○	4	170	170	170	170	1.80	1.80	2.00	2.00	2.00	15.00	15.00	17.00	19.00	19.30	11,600	11,600	12,500	13,400	13,600	6,400	6,400	6,500	6,900	7,200	

保険者努力支援交付金の獲得状況

1-1 取組評価分に係る市町村の状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度(速報)
交付金額（国 500億円）	9.9 億円	9.8 億円	10.3 億円	9.0 億円
各指標の加点獲得実績	R2実施状況を評価 特定健診関係、がん検診、重症化予防はH30実績値、歯周病検診、後発医薬品の使用割合及び保険料(税)収納率はR1実績値により評価	R3実施状況を評価 特定健診関係、がん検診、歯周病検診及び保険料(税)収納率はR1実績値、後発医薬品の使用割合はR2実績値により評価	R4実施状況を評価 特定健診関係、がん検診、歯周病検診及び保険料(税)収納率はR2実績値、後発医薬品の使用割合はR3実績値により評価	R5実施状況を評価 特定健診関係、がん検診、歯周病検診及び保険料(税)収納率はR3実績値、後発医薬品の使用割合はR4実績値により評価
	京都府 / 全 国	京都府 / 全 国	京都府 / 全 国	京都府 / 全 国
共通① 特定健診受診率・特定保健指導実施率・メタボ該当者及び予備群の減少率	20.58 / 41.49	38.08 / 47.69	45.6 / 53.7	19.2 / 30.2
共通② がん検診受診率・歯周疾患(病)検診受診率	18.19 / 29.59	27.04 / 36.98	30.0 / 39.5	19.6 / 30.2
共通③ 糖尿病等の重症化予防の取組の実施状況	92.31 / 96.68	102.31 / 105.93	82.3 / 84.0	57.8 / 59.8
共通④ 個人インセンティブ・分かりやすい情報提供	68.27 / 78.86	37.50 / 42.04	61.3 / 50.3	53.5 / 44.2
共通⑤ 重複服薬者に対する取組の実施状況	42.69 / 41.56	46.15 / 42.98	45.0 / 42.0	37.1 / 53.1
共通⑥ 後発医薬品の促進の取組・使用割合	15.19 / 58.03	14.42 / 70.96	13.1 / 61.8	38.8 / 86.9
固有① 収納率向上に関する取組の実施状況	41.54 / 35	57.31 / 46.49	64.4 / 51.5	44 / 34.3
固有② データヘルス計画策定状況	38.73 / 36.43	29.62 / 27.35	23.7 / 22.9	14.4 / 14.1
固有③ 医療費通知の取組の実施状況	17.31 / 24.14	16.92 / 19.56	13.3 / 14.8	-0.77 / -0.06
固有④ 地域包括ケア推進の取組の実施状況	13.27 / 14.7	23.27 / 22.11	25.0 / 25.9	26.9 / 29.6
固有⑤ 第三者求償の取組の実施状況	28.08 / 32.6	23.31 / 35.84	27.6 / 40.4	15.7 / 28.6
固有⑥ 適正かつ健全な事業運営の実施状況	66.96 / 69.71	67.54 / 66.97	68.3 / 69.3	59.0 / 56.9
合計得点	463.12 / 558.80	483.46 / 564.91	500.04 / 556.06	385.54 / 467.9
全国順位	43位	42位	39位	44位

1-2 取組評価分に係る京都府の状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度(速報)
交付金額（国 500億円）	11.7 億円	8.1 億円	9.5 億円	10.7 億円
各指標の加点獲得実績	京都府 / 全 国	京都府 / 全 国	京都府 / 全 国	京都府 / 全 国
指標① 主な市町村指標の都道府県単位評価 ※体制構築加点含む ※R2:体制構築加点なし	36 / 59.13	55 / 66.83	85 / 76.7	65 / 68.8
指標② 都道府県の医療費適正化に関する評価	48 / 26.13	10 / 25.06	10 / 27.7	23 / 39.9
指標③ 都道府県の取組状況に関する評価	69 / 70.49	80 / 81.11	94 / 95	113 / 93
合 計	153 / 155.74	145 / 173.00	189 / 199	201 / 201
全国順位	27位	39位	31位	24位

2 事業費分・事業費連動分に係る状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度(予定)
事業費分	111,686千円	152,125千円	121,255千円	182,785千円
市町村分	93,039千円	128,880千円	109,360千円	168,273千円
都道府県分	18,647千円	23,245千円	11,895千円	14,512千円
事業費連動分	559,959千円	568,709千円	163,864千円	※未定

※例年10月～11月頃に国から内示額が通知されるため、現時点では未定

京都府国民健康保険運営協議会の関係法令

① 国民健康保険法

(国民健康保険事業の運営に関する協議会)

第十一条 国民健康保険事業の運営に関する事項(この法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものであつて、第七十五条の七第一項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収、第八十二条の二第一項の規定による都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の重要事項に限る。)を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

② 国民健康保険法施行令

(国民健康保険事業の運営に関する協議会の組織)

第三条 法第十一条第一項に定める協議会(第五項において「都道府県協議会」という。)は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員及び被用者保険等保険者(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。)第七条第三項に規定する被用者保険等保険者をいう。以下この条において同じ。)を代表する委員をもつて組織する。

2 前項の委員のうち、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員の数は各同数とし、被用者保険等保険者を代表する委員の数は、被保険者を代表する委員の数の二分の一以上当該数以内の数とする。

(略)

5 都道府県協議会及び市町村協議会(次条及び第五条第一項において「協議会」という。)の委員の定数は、条例で定める。

(委員の任期)

第四条 協議会の委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

③ 京都府国民健康保険運営協議会の委員の定数を定める条例

国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第3条第5項の規定による京都府国民健康保険運営協議会の委員の定数は、14人とする。

京都府国民健康保険運営協議会運営規程

(趣 旨)

第1条 京都府国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の運営については、法令に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

(会 長)

第2条 協議会に会長を置き、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、第1項の規定に準じて選挙された委員がその職務を代行する。

(会 議)

第3条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶 務)

第4条 協議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(招集通知)

第5条 会長は、原則として、会議開催日10日前までに各委員に会議招集を通知するものとする。

(意見の聴取)

第6条 協議会は、調査審議のため必要があるときは、関係者等の出席を求め、意見を聴くことができる。

(開 議)

第7条 議長が会議を開こうとするときは、開議の旨を宣告しなければならない。

(発 言)

第8条 出席した委員又は第3条の委員以外の者（以下「出席者」という。）が発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。

2 2人以上同時に発言を求めるときは、議長は、その中の1人を指定して発言させなければならない。この場合において、出席者は、発言の前後について異議を申し立てることはできない。

3 出席者が発言を求めたときは、議長は、ただちにこれを許可しなければならない。ただし、このため他の者の発言を中止させることはできない。

(退席要求)

第9条 議長は、第3条の委員以外の者の意見等が十分に述べられたと認められるときは、これらの者に対して、退席を求めることができる。

(討 論)

第 10 条 討論は、議題外にわたることができない。

2 討論が冗長にわたり、または不必要な議論と認めるときは、議長は制止することができる。

(議 事)

第 11 条 議長は、討論の論旨が尽きたと認め、議事を決しようとするときは、その議題及び議事を決する旨を会議に宣告しなければならない。

2 前項の宣告後は、委員は、その議題について発言することができない。

3 議事の可否を表明する方法は、議長の指示による方法を用いるものとする。

(欠 席)

第 12 条 委員が会議に出席することができないときは、開会時刻までに、その事由を議長に届け出なければならない。

2 前項の届出があったときは、議長は、これを会議に報告しなければならない。

(議事妨害)

第 13 条 出席者は、会議中私語、その他会議を妨げる言動をなし、若しくは不穏な言語を用い、又は他人の一身上にわたる発言をすることができない。

(議場整理)

第 14 条 議長は議場を整理する。

2 議場を整理するために議長が必要と認めるときは、議長は、当日の会議を中止し、又はこれを閉じることができる。

(会議録の作成)

第 15 条 会議を開催したときは、会議録を作成して、議長の指名した出席委員 2 人がこれに署名する。

(その他)

第 16 条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(附 則)

この規程は、平成 30 年 11 月 28 日から施行する。

附属機関及び懇談会等の会議の公開に関する指針

1 目的

この指針は、附属機関及び懇談会等の会議の公開に関し必要な事項を定めることにより、府政の透明性の一層の向上を図り、もって開かれた府政を推進することを目的とする。

2 対象とする会議

この指針の対象とする会議は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定により設置された附属機関（以下「附属機関」という。）及び有識者の意見を聴く懇談会等（以下「懇談会等」という。）の会議とする。

3 会議の公開の基準

会議は、京都府情報公開条例（平成 13 年京都府条例第 1 号）第 6 条各号のいずれかに該当する情報について審議、意見聴取等を行う場合を除き、原則、公開するものとする。

4 公開又は非公開の決定等

(1) 会議の公開又は非公開は、3 の会議の公開の基準に基づき、附属機関にあっては当該附属機関が、懇談会等にあっては知事が決定するものとする。

(2) 附属機関又は知事は、会議を非公開とした場合には、その理由を京都府のホームページへの掲載や府民総合案内・相談センター及び府政情報コーナー（以下「センター等」という。）における閲覧などにより、明らかにするものとする。

5 会議開催の周知

附属機関又は知事は、会議を公開するに当たっては、原則として当該会議の開催日の 1 週間前までに、会議の概要を京都府のホームページに掲載するほか、当該概要を記載した書面をセンター等において閲覧に供すること等により、府民に周知するよう努めなければならない。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

6 公開の方法

(1) 附属機関又は知事は、会議を公開するときは、会場に傍聴席を設けるものとする。

(2) 附属機関又は知事は、会議の傍聴を認める者の定員をあらかじめ定めるとともに、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る手続等を定めるものとする。

7 審議、意見聴取等の要旨の公開

(1) 附属機関又は知事は、公開した会議の審議、意見聴取等の要旨を閲覧に供するよう努めるものとする。

(2) 附属機関又は知事は、会議を非公開とした場合であっても、京都府情報公開条例第6条各号に掲げる情報に該当するものを除き、当該会議の審議、意見聴取等の要旨を(1)に準じて閲覧に供するよう努めるものとする。

8 施行期日

この指針は、平成24年12月5日から施行する。